

○廃業届出書添付書類一覧

		個人 の貸金業者 が死亡	減 法人が合併 (注1)により消滅	貸金業者 が破産手続開始 決定	法人が合併 (注1)及び破産 手続開始決定以外 の理由により解散 (注2)	貸金業を 廃止	業務の種別の追加に係るもの の変更登録(貸金業貸付媒介 。又は同法第16条第1項 業務の種別に係るものに限る 二条の登録(貸金業貸付媒介 の整備等に関する法律第10 金融サービスの提供及び利用環
届出者		相続 人	元の代 表者	破産管 財人	清算人 (注3)	代表 者	当該登録又は変更登 録を受けた者
作成	廃業等届出書	○	○	○	○	○	○
添付書類	登録済通知書	○	○	○	○	○	○
	相続人の戸籍謄本	○					
	死亡した貸金業者 の除籍謄本	○					
	合併契約書の写し (注4)		○				
	裁判所が届出者を 破産管財人として 選定したことを証 する書面の写し			○			
	消滅法人の登記事 項証明書		○				
	清算人に係る登記 事項証明書(注5)				○		
	金融サービスの提 供及び利用環境の 整備等に関する法 律第14条第2項(注 6)の通知の写し						○
	貸金業を承継する 者を選任した旨を 証する書面の写し (注7)	○					

上記に加え、

債権譲渡を行う場合 (法第 24 条)	貸金業法第 24 条の 6 の 2 に係る 債権譲渡に関する届出書
	債権譲渡契約書の写し
	債務者への債権譲渡通知の雛形
	法 24 条第 1 項の規定による通知の写し
取立委託を行う場合 (法第 21 条)	取立委託契約書の写し
	債務者への取立委託通知の雛形

注1 人格のない社団又は財団にあつては、合併に相当する行為をいう。

注2 人格のない社団又は財団にあつては、解散に相当する行為をいう。

注3 人格のない社団又は財団にあつては、その代表者又は管理人であつた者をいう。

注4 人格のない社団又は財団にあつては、合併契約書に準ずるものの写しをいう。

注5 人格のない社団又は財団にあつては、届出者がその代表者又は管理人であつたことを証する書面をいう。

注6 同法第16条第2項において準用する場合を含む。

注7 相続人が二人以上ある場合において、貸金業を承継する者を選定したときのみ必要

※中予地方局管内（松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町）の事業者については、登記情報連携システムの利用により登記事項証明書の添付を省略できます。詳細は下記のリンクをご参照ください。

<https://www.pref.ehime.jp/page/117822.html>

（愛媛県 HP「中予地方局管内の貸金業法に基づく手続きにおける登記事項証明書の添付省略について」）